

### ワイズメンズクラブ熊本連絡会議規則

熊本 YMCA 創設とともにそのサービスクラブとして半世紀にわたり活動を行ってきたワイズメンズクラブは、在熊クラブ数の増加に伴い、県内のクラブ間の更なる友好とワイズダム的发展、及び YMCA の使命実現を担う会員活動への更なる貢献と地域社会奉仕を活発かつ効果的に行うために連絡会議を創設し、その会員の力を結集する。

#### （名 称）

第1条 本会議を「ワイズメンズクラブ熊本連絡会議」（以下、連絡会議という）と称し、熊本県内のワイズメンズクラブ（以下、クラブという）及びその会員によって組織する。

#### （目 的）

第2条 熊本県内の各クラブの支援と発展、熊本地区内での共同事業の企画・実施、ワイズメンズクラブ九州部との連絡調整、熊本 YMCA へのサービス事業の調整、共同事業計画などをその主たる事業として、在熊各クラブに属する会員の人的資源と行動力を結集し、熊本地区でのワイズダムの発展に寄与する。

#### （構 成）

第3条 連絡会議は、在熊各クラブより推薦を受けた各クラブ2～5名の会員により構成される。

#### （役 員）

第4条 1. 連絡会議は、会員の中から次の役員を置く。  
議長 1名 副議長 2名 書記 2名 会計 2名 監事 1名  
2. 役員を選出は、議長は会員間の互選とし、その他の役員は議長が指名し、会が承認する。但し、監事は直前議長が務める。  
3. 役員の任期は、7月1日より翌年6月30日までとし、再任を妨げない。

(会 議及び委員会)

- 第5条 1. 連絡会議は、2ヶ月ごとの定期開催の他、必要に応じて随時議長が召集、開催することが出来る。
2. 本会員以外のすべてのクラブ員の参加を保障し、会において自由に意見を述べる事が出来る。
3. 表決権は議長を除く会員が有し、出席会員の過半数を持って議決される。ただし、賛否同数の場合は議長が決する。
4. 本会の目的を達するために議長は特別委員会を設け、その任を遂行させることができる。

(会 計)

- 第6条 1. 連絡会議の活動に必要な費用については、各クラブより徴収する。その詳細については別途定める。
2. 会計年度は7月1日より翌年6月30日までとする。
3. 前年度決算は、8月31日までに連絡会議に報告する。

(活 動)

第7条 連絡会議は、次の項目に関する企画およびその実施を担う。

- ① YMCA との共同事業
- ② クラブ間の情報伝達ならびに共同事業
- ③ クラブ員の親睦と福利を深める事業
- ④ 各クラブの会員増強とクラブ設立に関する事業
- ⑤ クラブの活性化と発展に関する事業
- ⑥ その他、ワイズダム発展に寄与する事業

(付 則)

- 第8条 1. この規則に定めのない事項は、議長および副議長が誠意を持って行い、連絡会議に報告する。
2. この規則は本連絡会議の承認および各クラブでの協議を経て、改訂することができる。

2004年5月12日	制定
2004年7月1日	施行
2008年7月8日	改定